

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年7月29日(2021.7.29)

【公開番号】特開2020-4417(P2020-4417A)

【公開日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-001

【出願番号】特願2019-137506(P2019-137506)

【国際特許分類】

G 0 6 Q	50/10	(2012.01)
G 0 6 Q	50/06	(2012.01)
B 6 0 L	50/60	(2019.01)
B 6 0 L	53/62	(2019.01)
B 6 0 L	53/66	(2019.01)
B 6 0 L	53/68	(2019.01)
B 6 0 L	53/80	(2019.01)
B 6 0 L	58/12	(2019.01)
B 6 0 L	58/16	(2019.01)
H 0 2 J	7/00	(2006.01)

【F I】

G 0 6 Q	50/10	
G 0 6 Q	50/06	
B 6 0 L	50/60	
B 6 0 L	53/62	
B 6 0 L	53/66	
B 6 0 L	53/68	
B 6 0 L	53/80	
B 6 0 L	58/12	
B 6 0 L	58/16	
H 0 2 J	7/00	P

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月16日(2021.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

交換可能なバッテリによりモータを駆動して走行可能な電動車両と、前記バッテリを充電可能なバッテリステーションと、前記電動車両及び前記バッテリステーションに対して通信網を介して接続された管理サーバと、を含むバッテリ管理システムであって、

前記電動車両には、用途の異なる複数カテゴリの電動車両が含まれており、

前記管理サーバは、前記バッテリの劣化度に応じて、前記バッテリを搭載させる電動車両のカテゴリを決定する

バッテリ管理システム。

【請求項2】

交換可能なバッテリを動力源とする電動機器と、前記バッテリを充電可能なバッテリステーションと、前記電動機器及び前記バッテリステーションに対して通信網を介して接続

された管理サーバと，を含むバッテリ管理システムであって，

前記電動機器には，用途の異なる複数カテゴリの電動機器が含まれており，

前記管理サーバは，前記バッテリの劣化度に応じて，前記バッテリを利用させる電動機器のカテゴリを決定する

バッテリ管理システム。

【請求項3】

交換可能なバッテリによりモータを駆動して走行可能な電動車両と，前記バッテリを充電可能なバッテリリストーションとに対して，通信網を介して接続された管理サーバであって，

前記電動車両には，用途の異なる複数カテゴリの電動車両が含まれており，

前記バッテリの劣化度に応じて，前記バッテリを搭載させる電動車両のカテゴリを決定する

管理サーバ。

【請求項4】

交換可能なバッテリを動力源とする電動機器と，前記バッテリを充電可能なバッテリストーションとに対して，通信網を介して接続された管理サーバであって，

前記電動機器には，用途の異なる複数カテゴリの電動機器が含まれており，

前記バッテリの劣化度に応じて，前記バッテリを搭載させる電動機器のカテゴリを決定する

管理サーバ。

【請求項5】

サーバ装置を，請求項3又は請求項4に記載の管理サーバとして機能させるためのコンピュータプログラム。

【請求項6】

交換可能なバッテリによりモータを駆動して走行可能な電動車両に，用途の異なる複数カテゴリの電動車両が含まれている場合に，前記バッテリの劣化度に応じて，前記バッテリを搭載させる電動車両のカテゴリを決定する

コンピュータによって実行されるバッテリ管理方法。

【請求項7】

交換可能なバッテリを動力源とする電動機器に，用途の異なる複数カテゴリの電動機器が含まれている場合に，前記バッテリの劣化度に応じて，前記バッテリを搭載させる電動機器のカテゴリを決定する

コンピュータによって実行されるバッテリ管理方法。